

9・11 盗聴法・刑事訴訟法等改正を考える 超党派国会議員と市民の勉強会 IV

■と き：9月11日（金）16時～17時30分

■ところ：参議院議員会館 B109会議室

■内 容

○挨拶：国会議員

○講師：新屋達之さん（前大宮法科大学院教授）

「盗聴法・刑訴法改正法案の問題点」

小倉利丸さん（JCA-NET 代表）

「アメリカの違法盗聴と日本の盗聴法」

■資料代 500円

■主催：超党派国会議員有志

有田 芳生（民主党参議院議員）

糸数 慶子（無所属参議院議員）

小川 敏夫（民主党参議院議員）

仁比 聡平（日本共産党参議院議員）

福島みずほ（社民党参議院議員）

真山 勇一（維新の党参議院議員）

山本 太郎（生活の党と山本太郎となかまたち参議院議員）

■連絡先 福島みずほ事務所（03-6550-1111）

9・11 盗聴法・刑事訴訟法等改正を考える 超党派国会議員と市民の勉強会 IV

政府は、3月13日盗聴法の拡大と司法取引をふくむ刑事訴訟法等一部「改正」案を閣議決定し、国会に法案を提出しました。現在、同法案は衆議院で修正可決され、参議院に送られています。盗聴法の拡大は、一部事件の取調の可視化などと一体となった刑事訴訟法等の改正案の一部として提案されています。

1999年に成立した盗聴法（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律）に対しては、憲法31条・35条の適正手続と令状主義に反し、市民のプライバシーを侵害するとして、民主党・日本共産党・社民党などは強く反対し、最後は国会最終日の徹夜のフィリバスター演説の末に成立しました。この時は、日弁連もあげて反対運動に取り組みました。

このような反対運動の結果、対象犯罪が限定され、NTT職員の立会などの手続も定められたため、実際の盗聴件数は、少しずつ増えてはいますが、爆発的な件数にはなっていません。日本では、過去に日本共産党の緒方国際局長宅の盗聴事件が暴かれた例がありますが、裁判所の判決にもかかわらず、警察は事実を認めていません。

しかし、捜査のための合法的な盗聴には一定の歯止めがかかった状態で推移してきたといえるでしょう。

今回の法改正はこのような状況を大きく変えるものです。詐欺や窃盗などの広範な犯罪が対象とされるようになり、検察・警察など捜査機関の施設で第三者の監視抜きに盗聴捜査を実施できるようになります。今回の法案にはまだ含まれていませんが、今後秘密保護法違反や新設が計画されている共謀罪が対象犯罪とされれば、どのような事態になるのでしょうか。

今回の刑事訴訟法等の一部を改正する法律案は、極めて膨大であり、内容も複雑で、一般市民にとっては、どのような制度を作ろうとしているのか、よく分からない点があります。

現在、法案は参議院に送られてきています。これまでの審議で対象犯罪の拡大の根拠についての政府・法務省のデータ不足、捜査機関の施設における傍受について警察、検察に無条件の信頼を求める仕組みの問題、メール傍受におけるフェイスブックなどSNSも対象にする乱用の危険性、警察が不正に傍受した場合など通知しなくてもよいとする通知制度のあり方、傍受装置の開発に膨大な費用がかかるがその費用をどこが負担するか確定していないなど、さまざまな問題点が明らかになりました。

そこで今回の学習会では、法律学者をお招きし、改めて法案の問題点を考えることにしました。国会議員のみなさんはもちろんのこと、秘書のみなさん、市民のみなさんもふらってご参加ください。